

審査基準及び標準処理期間

所属名	医療課医務・看護担当
内線番号	4754

No.	項目	内容
①	処分名	医療法人の設立認可
②	法令名	医療法
③	法令番号	昭和23年法律第203号
④	根拠条項	第44条第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	第四十四条 医療法人は、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(以下この章(第三項及び第六十六条の三を除く。))において単に「都道府県知事」という。)の認可を受けなければ、これを設立することができない。
⑦	審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ●医療法人制度の改正及び都道府県医療審議会について (昭和61年6月26日健政発第410号 最終改正平成28年3月25日医政発0325第3号 厚生省健康政策局長通知) ●医療法人制度について (平成19年3月30日医政発第0330049号 最終改正平成28年3月25日医政発0325第3号 厚生労働省医政局長通知) ●医療法人の基金について (平成19年3月30日医政発第0330051号 最終改正平成28年3月25日医政発0325第3号 厚生労働省医政局長通知) ●医療法人設立審査要領(本府作成)
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	京都府医療審議会
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)3ヶ月
	経由期間	
	協議機関	
	当該処分機関	
⑫	問合せ	医療課医務・看護担当(075-414-4754)
⑬	備考	標準処理期間は、概要書提出から起算したものです。医療審議会への諮問が必要であることから、設立スケジュールが決まっております。事前に担当まで御相談ください。